

財関第367号
平成22年3月31日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 大藤俊行

関税法基本通達等の一部改正について

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成22年法律第13号)の一部の施行等に伴い、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)等の一部を下記のとおり改正し、平成22年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 特例法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第103号)の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 とん税法及び特別とん税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第104号)の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

税関様式C第3400号を別紙5-1のように、C第5090号を別紙5-2のように、C第5091号を別紙5-3のように、C第6000号を別紙5-4のように、C第9010号を別紙5-5のように、C第9011号-1を別紙5-6のように、C第9011号-2を別紙5-7のように、C第9012号を別紙5-8のように、C第9013号を別紙5-9のように、C第9014号を別紙5-10のように、C第9015号を別紙5-11のように、C第9040号を別紙5-12のようにそれぞれ改め、C第9123号の次にC第9124号として別紙5-13のように加える。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙5-14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 挿発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて（昭和44年11月18日蔵関第3223号）の一部を次のように改正する。

別紙様式2を別紙6のように改める。

第7 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入手続等について（平成13年10月5日財関第810号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙9-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

別紙1から別紙3を別紙9-2から別紙9-4のように改め、別紙3の次に別紙4として別紙9-5のように加える。